

今城委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
久保委員が所用のため欠席しており、代わりの委員外議員として榎尾議員の出席を求めているので、御了承願う。  
本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

**1. 9月定例会の日程及び運営について**

**(1) 知事提出予定議案**

今城委員長 初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。  
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(清水総務部長、説明)

今城委員長 何か質問はないか。

(なし)

**(2) 会期及び会議日程**

今城委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。  
9月定例会の日程については、7月5日の議運で予定案としての協議をしている。  
会期については、案のとおり、9月19日木曜日開会、10月11日金曜日閉会ということで、会期は23日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。  
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**(3) 質疑並びに一般質問**

**① 一括質問**

**ア 質問者(会派)の発言順序**

今城委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。  
まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党1名、一燈立志の会1名、県民の会1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 9月26日木曜日 自由民主党、日本共産党、一燈立志の会  
第2日目 9月27日金曜日 県民の会、公明党、自由民主党  
第3日目 10月1日火曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**イ 発言者の制限時間等**

今城委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

**ウ 発言者の届出**

今城委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。  
県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

**エ 発言通告書の提出期限**

今城委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。  
申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、9月25日水曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

**② 一問一答**

**ア 発言時間等**

今城委員長 次に、一問一答についてである。  
まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。  
会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党305分、日本共産党95分、一燈立志の会65分、県民の会65分、公明党50分、自由の風20分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

今城委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

今城委員長 それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

**イ 発言者及び発言所要時間の提出期限**

今城委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。

申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

**ウ 発言通告書の提出期限**

今城委員長

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。  
申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、9月30日月曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

今城委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

**(4) 請願書の受理期限**

今城委員長

次に、請願書の受理期限についてである。  
申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、今定例会における請願書の受理期限は10月1日火曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

**(5) 閉会中の常任委員会委員長報告**

今城委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。  
今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

**(6) 決算特別委員会**

**ア 設置の時期**

今城委員長

次に、決算特別委員会についてである。  
初めに、設置の時期についてである。  
決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月3日木曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

**イ 委員数及び委員の構成割合**

今城委員長

次に、委員数及び委員の構成割合についてである。  
申合せでは、委員数は総務委員会と同じ、また委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとすることとなっている。  
ついで、委員数及び委員の会派構成については、この申合せどおりとすることについていかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、自由民主党5名、日本共産党2名、一燈立志の会1名、県民の会1名、公明党1名とすることで決定する。

また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので念のため申し添える。

なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、9月26日木曜日の正午までに事務局へ提出願う。

#### ウ 付託議案

今城委員長

次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案23件に加えて、未処分利益剰余金の処分に関する議案2件が提出されるので、合わせてこれら25件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

#### (7) 新任の説明員の紹介

今城委員長

次に、7ページの資料7、新任の説明員の紹介についてである。

新たに任命された土木部長の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

#### (8) 議案説明書の訂正等について

今城委員長

次に、8ページの資料8、議案説明書の訂正等についてである。

令和6年2月定例会に提出された病院事業会計予算に係る議案説明書について、8ページの案のとおり、知事から訂正したい旨の申し出があっている。

また、地方自治法第180条第2項に基づく専決処分報告に関し、令和6年6月定例会への報告が漏れていたとの申し出があった。

これらのことについて、総務部長から発言を求められている。総務部長どうぞ。

清水総務部長

議案説明書の訂正等について、2点御報告をさせていただく。

1点目は、令和6年度高知県病院事業会計予算説明書の訂正である。さきの2月議会で提出した令和6年度高知県病院事業会計予算説明書の記載に誤りがあり、9月19日付で知事から議長あてに訂正依頼をさせていただくこととしている。

2点目は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告漏れである。清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の一部変更のうち、完成期限の変更について専決処分の報告漏れがあり、9月19日付で知事から議長あてに報告させていただくこととしている。

今後は、チェック体制をさらに強化し再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

今城委員長

何か質問はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、令和6年度高知県病院事業会計予算説明書の訂正については、知事から議長あてに提出される訂正願いの写しを開会日に議場配付するとともに、諸般の報告の中で報告を行うということで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

また、地方自治法第180条第2項に基づく専決処分報告漏れについては、総務部長の説明のとおり、開会日に報告文書が議会に提出され、その写しが議場配付されるので、御承知おき願う。

なお、この際、執行部に申し上げる。

今後、議会に議案や資料等の書類を提出する場合は、十分な精査を行うよう、要請をしておく。

## 2. 議員派遣について

### (1) 高知県・安徽省友好提携30周年記念訪問

今城委員長

次に、議員派遣についてである。

まず、10ページの資料9、高知県・安徽省友好提携30周年記念訪問についてである。

このことについて、8月19日の議運で派遣の対象者を決定し、本会議での議事手続等については、本日の議運で改めて協議することとしていた。

議員派遣については、会議規則により議会の議決が必要であるので、正副委員長でその案を作成し、資料9にお示ししてある。

この案により、議運の委員の連名で、開会日の本会議に提出することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

なお、この議事手続については、開会日の知事の提案説明の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

### (2) 第24回都道府県議会議員研究交流大会

## R6.9.13 議会運営委員会

今城委員長 次に、12ページの資料10、第24回都道府県議会議員研究交流大会についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長 12ページの資料10を御覧願う。  
全国都道府県議会議長会から、都道府県議会議員研究交流大会の開催について案内があった。1、日時は11月12日火曜日、2、開催方法は今年度も対面とオンライン配信のハイブリット方式、3、場所は東京都千代田区のベルサール半蔵門、5、参加者は記載のとおり、対面参加については1都道府県10名を上限としており、オンライン参加は人数制限はない。6、負担金として大会終了後の交流会に出席を希望される場合は、自己負担が必要となる。  
開催概要は、次の13ページを御覧願う。1、開催趣旨は記載のとおりである。中段の3、大会日程表のとおり、内容については基調講演と2つの分科会が予定されており、それぞれに御参加をお願いする。  
申込書については、次の14ページのとおりで、後ほど各会派にお配りする。対面での参加を希望される方は、9月26日木曜日午後5時までに事務局に提出をお願いする。また、オンライン参加を希望される方については、別途照会をさせていただく。  
説明は以上である。

今城委員長 この件については、平成22年10月4日の議運申合せにより、今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。

(了 承)

今城委員長 対面での参加を希望する方は、9月26日木曜日午後5時までに14ページの派遣申込書を事務局まで提出願う。

また、派遣人員については、全国都道府県議会議長会事務局が対面での参加者の上限を1都道府県当たり10名としているとのことであるので、10名を限度に派遣することとし、希望者が10名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

なお、オンラインでの参加を希望する方については、後ほど事務局が各議員に申込みの希望の照会を行うとのことであるので、事務局まで申し出願う。

### (3) 地方議会活性化シンポジウム2024

今城委員長 次に、15ページの資料11、地方議会活性化シンポジウム2024についてである。このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長 続いて、同じく議員派遣について、15ページの資料11を御覧願う。  
全国都道府県議会議長会から、地方議会活性化シンポジウム2024の開催についてお知らせがあった。本シンポジウムは総務省の主催で、先ほどの交流大会と同様に例年議員派遣の対象としており、本年度も対面とオンラインで開催される。まだ、総務

省から正式な通知が来ていないので詳細な時間配分は未定だが、1、日時は11月29日金曜日の午後、2、場所は東京都千代田区の日比谷コンベンションホール、3、テーマは地方議会による若者への情報発信についての取組と多様な人材の参画に関する取組、4、内容はパネルディスカッションが予定されており、5、参加者は対面参加については、1都道府県3名としている。申込書については次の16ページのとおりで、こちらも後ほど各会派にお配りする。対面での参加を希望される方は、9月26日木曜日午後5時までに事務局に御提出をお願いする。また、オンラインでの参加を希望される方については、先ほどと同様に別途照会をさせていただく。説明は以上である。

今城委員長 この件についても、平成27年9月18日の議運申合せにより、今年も派遣の対象とすることで、御了承願う。

(了 承)

今城委員長 対面での参加を希望する方は、9月26日木曜日午後5時までに16ページの派遣申込書を事務局まで提出願う。

また、派遣人員については、対面での参加者の上限が1都道府県当たり3名とされているとのことであるので、3名を限度に派遣することとし、希望者が3名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

なお、オンラインでの参加を希望する方については、後ほど事務局が各議員に申込みの希望の照会を行うとのことであるので、事務局まで申し出願う。

なお、これら2件の議員派遣の議案については、閉会日10月11日の本会議において議決を予定しているので、今後の議運で議案をお示しさせていただく。

### 3. その他

#### (1) 防災訓練等

今城委員長 次に、その他についてである。

17ページの資料12、防災訓練等についてである。

このことについて、事務局に説明をさせる。

福島総務課長 防災訓練等の実施について、お知らせさせていただく。

17ページの資料12を御覧願う。7月5日の議運でも説明させていただいた防災訓練等の実施について、議会では、南海トラフ地震等発生時における議会活動指針を策定し、地震発生時に速やかな対応の実効性を高めるために、任期内に1度の訓練を行うものとするとしており、前回の任期中は、令和元年度と3年度の2回実施した。

現任期における防災訓練については、2、実施日程、場所に記載のとおり、10月11日金曜日を予定しており、時間は定例会閉会後の13時10分から、実施場所は、第1部は、本会議場と第2及び第3委員会室等で、第2部は、正庁ホールと議会棟前で行う予定である。議員の皆様には、定例会開催中に、本会議場の議席に設置して

いるヘルメットを事前に御確認しておいていただくようお願いする。防災訓練の実施に当たっては、県政記者室に行事概要を配布予定である。3、訓練の参加者は、議員の皆様と事務局職員とし、執行部及び傍聴者については、事務局職員が代役する。4、訓練の内容については、第1部は、本会議場で危機管理部や事務局から御説明した後、本会議中に大規模地震が発生した場合を想定した避難訓練等を行う。第2部は、正庁ホールで高知市消防局によるAEDと心肺蘇生の講義及び実技研修を行うとともに、並行して議会棟前で起震車体験を行う予定である。避難訓練の実施内容については、次のページに訓練の想定と流れを記載しており、次の19ページの避難経路図となり、次の20ページは避難先の第3委員会室での座席表である。

第1部と第2部の訓練終了後には、議員の皆様から訓練の改善点や御意見をいただきたいと考えており、アンケート用紙をお配りするので、御協力をお願いする。

本年4月には、豊後水道を震源とし、宿毛で震度6弱の地震があり、先月には日向灘を震源とし、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が初めて発表された。議会としても、地震への備えを確認しておく必要があるのでは、お忙しいことと存じますが、議員の皆様にご参加いただくようお願いする。

説明は以上である。

今城委員長

何か質問はないか。

西森(雅)委員

終了時間はどれくらいを予定しているか。

福島総務課長

資料に記載のとおり、第1部についてはおよそ1時間、第2部についても講義と実技があるのでおよそ1時間ということで、長時間になって恐縮だが、御都合のある方は第1部だけ、第2部だけとかもあろうかと思っている。

西森(雅)委員

ありがとうございました。

今城委員長

それでは、この件については、説明のとおり実施することとし、本会議場等を行うことを御了承願う。

(了 承)

## (2) その他

今城委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

今城委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の9月26日木曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。